

第七回 参議院地方行政委員会會議録第三十三号

昭和二十五年四月十九日(水曜日)午後二時四十七分開会

本日の会議に付した事件

○地方自治法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) それではこれより委員会を開会いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案を議題に供します。ちよつと速記を止めて……。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて……それでは第九十九條に移りますが、第九十九條につきましては政府より改正があります。その説明をお願い……。

○政府委員(高辻正己君) 第九十九條の改正点につきまして御説明申し上げます。この改正の要点は監査委員の監査の範囲を従前の範囲以上に互らせまして、「普通地方公共団体が補助金、交付金、貸付金その他財政的援助を與えているものの出納その他の事務の執行を監査することが出来る。」という……。

……。

報告いたします対象が現行規定によりますると、「所轄行政庁又は普通地方公共団体の議会及び長」ということ……。

行を監査することが出来る。」ようにして貰いたい。又「監査委員はその職務を行う上に必要がある」と認めるときは、関係人の証言及び記録の提出を請求することが出来る。」ようにして貰いたい。それから熊本の監査委員……。

……。

……。

○委員長(岡本愛祐君) 尙この第九十九條につきましては、全国都道府県の監査委員協議会連合会その他から種々の要望が出ております。その一つは第一項に次のごとく加えて貰いたい。

「その他の当該普通地方公共団体の事務及び当該普通地方公共団体の長の権限に属する事務の執行を監査する。」……。

……。

……。

……。

○政府委員(高辻正己君) 只今委員長が御指摘になりました諸点は、大体に言ひまして監査委員の監査の対象を著しく拡張したいという点と、その執行のために必要な便宜を取りたいという点が主眼であると考えているのであります。……。

……。

……。

……。

……。

……。

……。

○堀末治君 私共はよく地方自治法は呑み込めないのですが、監査事務というものは誰の指揮命令を受けるものなんでしょうか。

○政府委員(高辻正己君) これはいわゆる執行機関と議決機関と分けますと、執行機関側の機関になります。が、その本来の事務を遂行することにつきましては、これは長の指揮監督を受けるというようなことはあります。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質疑ございませんか。

○堀末治君 全然独立とも考えられないのです。

○説明員(長野士郎君) 只今の御質問でございますが、監査委員も執行機関の一つのグループに属するわけでございます。それから監査委員の選任につきましては、やはり任免権者として知事や市町村長、或いは議会が参加いたしますが、でき上りました監査委員の任務というものは、直接にはそういう議会なり、知事、市町村長側から要求を受けて行うというのじやございませんで、これはみずから独自の監査を行なつて参るわけでございます。従いまして監査委員の基本は、やはりそういう住民を以て構成いたしておりますところの自治体事務の特に出納会計関係におきまして、住民の信託を適当に果たしているかということのみずからの使命で監査をするという建前になつておりますが、ただ議会が事務調査をいたしますような場合に監査委員の監査を求めるという規定がありまして、そういうような場合には議会の要求に基づいて監査委員が監査をいたす、或いは又住民の直接請求によりまして

監査請求ということができるようになるのでありますから、そういう場合にはその請求に基づいて監査委員が監査をする。つまり監査委員というのは、結局は一つの地方団体の執行に属する機関ではございまして、住民自体の一つの代表者、間接的にはそういう意味での代表者として地方団体の会計や出納の事務公正を期するために作られた機関だというふうに考えております。

○堀末治君 そうしますと、この監査委員というものは一つの地方の公共団体を構成している市民といひますか、都民といひますか、区民といひますか、その責任を負うわけでございますか。

○政府委員(高辻正己君) それは百九十九條を御覧頂きますと、その第五項にございまして、監査委員は監査の結果を得ましたときには、「所轄行政庁又は普通地方公共団体の議会及び長に報告し、且つ、これを公表しなければならぬ。」というように、よつてその結果を問うということになつております。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質問ございませんか、では、一つ聞いて置きたいのですが、大都市の監査委員協議会から出ておる問題で、政府の改正案に採上げられておる点が多いのであります。これは「補助金、交付金、貸付金その他財政的援助を與えているものの出納その他の事務の執行を監査することができ。」と、こうなつておりますが、公共団体が出資しておるものの出納についても監査ができるよう

にして貰いたいというふうに、大都市の監査委員協議会から出ておる。なぜ出資しておるものの出納についての監査を除かれたか、その理由を聞いて置きたい。

○政府委員(高辻正己君) この点の前半については、今回の改正に出ておるわけですが、ただ出資しているというところは、これは一般の出資という場合と同様に取扱つたわけでございます。この出資だけについて監査委員を差向けるというようなことは憚つたという意味合で入れなかつたわけであり

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質疑ございませんか。

それでは次に移ります。二百條は落しました。次の第二百三條第一項につきまして、都道府県選挙管理委員会連合会九州支会から陳情が出ております。それは選挙長、投票、開票管理、立会人に対する報酬を国会議員の選挙におけるこれらの職務を行うものに対する費用弁償と同様に改正された。これに關係しまして公職選挙法が出ましたので、この地方自治法の改正を要する点がその点で随分あるだろうと思ひますが、それが公職選挙法の附則で全部整理されたかどうか、その点について置きたいと思ひます。

○政府委員(高辻正己君) その公職選挙法との關係につきましては、別に触れていないわけでございます。ちよつと、この二百三條の第一項について言つております要領がどういう事項であるか、ちよつと判断がしにくいのでござい

ますが、現行の規定によりまして自治法の二百三條に報酬の支給、費用弁償というようなことが現行法の下において規定されておまして、それは普通地方公共団体が定めることに相成つては行かぬと思ひます。特に支障の虞はないと思ひますのでござい

○政府委員(高辻正己君) 御質問が、御質問がござい

○委員長(岡本愛祐君) この意味は、国会議員の選挙におけるこれらの職務を行う者に対する費用弁償と同様の額にして貰いたいという意味だろ

○政府委員(高辻正己君) まあ法文の建前としては先程申しましたように公共団体が決めるわけでございますが、それを国並みに扱えということでありまして、これはやはり国の事務と同様な性質の事務を取扱するのでありますから、同様の取扱ひをするのが適當かと思ひます。それ

○政府委員(高辻正己君) まあ法文の建前としては先程申しましたように公共団体が決めるわけでございますが、それを国並みに扱えということでありまして、これはやはり国の事務と同様な性質の事務を取扱するのでありますから、同様の取扱ひをするのが適當かと思ひます。それ

○政府委員(高辻正己君) まあ法文の建前としては先程申しましたように公共団体が決めるわけでございますが、それを国並みに扱えということでありまして、これはやはり国の事務と同様な性質の事務を取扱するのでありますから、同様の取扱ひをするのが適當かと思ひます。それ

○政府委員(高辻正己君) まあ法文の建前としては先程申しましたように公共団体が決めるわけでございますが、それを国並みに扱えということでありまして、これはやはり国の事務と同様な性質の事務を取扱するのでありますから、同様の取扱ひをするのが適當かと思ひます。それ

○政府委員(高辻正己君) まあ法文の建前としては先程申しましたように公共団体が決めるわけでございますが、それを国並みに扱えということでありまして、これはやはり国の事務と同様な性質の事務を取扱するのでありますから、同様の取扱ひをするのが適當かと思ひます。それ

○政府委員(高辻正己君) まあ法文の建前としては先程申しましたように公共団体が決めるわけでございますが、それを国並みに扱えということでありまして、これはやはり国の事務と同様な性質の事務を取扱するのでありますから、同様の取扱ひをするのが適當かと思ひます。それ

○政府委員(高辻正己君) まあ法文の建前としては先程申しましたように公共団体が決めるわけでございますが、それを国並みに扱えということでありまして、これはやはり国の事務と同様な性質の事務を取扱するのでありますから、同様の取扱ひをするのが適當かと思ひます。それ

○政府委員(高辻正己君) まあ法文の建前としては先程申しましたように公共団体が決めるわけでございますが、それを国並みに扱えということでありまして、これはやはり国の事務と同様な性質の事務を取扱するのでありますから、同様の取扱ひをするのが適當かと思ひます。それ

○政府委員(高辻正己君) まあ法文の建前としては先程申しましたように公共団体が決めるわけでございますが、それを国並みに扱えということでありまして、これはやはり国の事務と同様な性質の事務を取扱するのでありますから、同様の取扱ひをするのが適當かと思ひます。それ

○政府委員(高辻正己君) まあ法文の建前としては先程申しましたように公共団体が決めるわけでございますが、それを国並みに扱えということでありまして、これはやはり国の事務と同様な性質の事務を取扱するのでありますから、同様の取扱ひをするのが適當かと思ひます。それ

法が施行になりましたも行われることになつております。

○委員長(岡本愛祐君) その他の條文については皆整理が済んでおりますか。

○説明員(長野士郎君) その他の條文については整理が済んでおります。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問がござい

○政府委員(高辻正己君) 御質問がござい

○政府委員(高辻正己君) これは前

○政府委員(高辻正己君) これは前

○政府委員(高辻正己君) これは前

○政府委員(高辻正己君) これは前

○政府委員(高辻正己君) これは前

○政府委員(高辻正己君) これは前

○政府委員(高辻正己君) これは前

○政府委員(高辻正己君) これは前

○政府委員(高辻正己君) これは前

○政府委員(高辻正己君) これは前

○政府委員(高辻正己君) これは前

○政府委員(高辻正己君) これは前

○政府委員(高辻正己君) これは前

○政府委員(高辻正己君) これは前

○政府委員(高辻正己君) これは前

る者に対する実費弁償、そういうものを入れずるために、所要の改正を施したのでございます。

次に二百七十七條でございますが、それは公聴会の開催に関する改正でございます。従前の規定によりますると、議会は又はその常任委員会が公聴会を開くことができるように相成つておりますけれども、本会議におきましては、議案独自の見解に基いて審議し且つ採決すべきでありまして、公聴会による住民からの意見の聴取は、常任委員会なり特別委員会においてなすべきであらうという趣旨から「議会は又はその常任委員会」という字句を「議会の常任委員会又は特別委員会」という字句に変更を加えたわけでありました。

それから次に二百二十五條の改正でございますが、これは普通地方公共団体の収入を定期内に納めないときに延滞金を徴収する途を開いたものでございます。

それから二百三十八條の改正でございますが、これは條例の制定又は改廃の場合と同様に、予算の議決の場合の処理手続を明確にしたものでございます。

それから先程もちよつと触れましたが、第二百四十四條の規定でございますが、これは出納長又は収入役その他の職員が公金亡失の場合又は物品毀損に対する賠償責任の規定を整備いたしました。公正な事務の執行と法律の確保を図ろうというための改正規程であります。

それから次の第二百五十五條の二でございますがこれは個々の規定に列挙いたしました事項の効力に関する争いにつきましては、その争いの提起期間、争訟期間、それから管轄裁判所等につきましては、裁判所法の定める一般原則によらないで、すべてこの法律の定めるところによるということを明確にいたすための改正でございます。

次に第二百五十七條でございますが、これは訴訟につきまして規定を整備いたしましたものでございます。簡単に申し上げますので、何か更に質問がございませうれば、それに応じてお答えを申し上げます。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問をお願いします。

それでは伺いますが、第二百七十七條の第三項ですね、それで現在の規定は分担金を徴収する條例は、普通公共団体の議会において予め公聴会を開く、こういうふうになるわけですね、そうすると議会のものが今まで公聴会を開いておつたんですから、その實際例はどうなんですか。常任委員会では勿論やつていたんですが、議会のものとして公聴会を開いておつたものか……。

○説明員(長野士郎君) 最初この二百七十七條の二項に議会というのを入れましたのは、大都市或いは都道府県におきましては、常任委員会制度がございませうけれども、小さな町村におきましては勿論常任委員会制度を採つておりませんので、そういう町村におきまして分担金徴収條例を定めます場合に、公聴会をどこでやらせるかということにつきまして、不便があつても如何かと思ひまして、議会でもやれる、議会でもやるんだということに規定をいたしましたわけでございます。併し先程高辻部長から御話申しましたように、そういうこと自体について問題があるという

うことになりまして、特別委員会でも公聴会が開けるような途を作りまして、それで、そういう小さな町村におきましては、従来のように議会で公聴会を開くことを止めて、そういう場合に開くは全体の委員会という形で公聴会を開いて頂くようにしたいというので、今度の改正を考えたいわけでございます。現在はずべて町村議会等におきましては、議会を開きまして、そうして公聴会を開いておつたわけでございます。

○委員長(岡本愛祐君) そうしますと、村なんかの議会におきまして、公聴会を開こうと思へば特別委員会というものを作らなければならぬ、こういうことになりませんか。

○説明員(長野士郎君) そういうことになるわけでございます。

○委員長(岡本愛祐君) その点改悪じやありませんか。何故そういう必要があるか、現行の規定の方がいいんじゃないか、それともその常任委員会だけでは足りないで、特別委員会というものを入れれば足りるというのですか、その点どうですか。

○政府委員(高辻正己君) 町村等においては特別委員会を特別に設けてやるまでもないではないかということと存するのではありませんが、これは結局考えようだろうと思ひますのであります。これは同じことではありませうが、その議会そのものにおきましてやりませう場合においては、これは飽くまで議会独自の見解に基いて審議し採決をするという建前を実は取る方が適當である、それでありませうので仮に同じ構成でありませうとも、その場合にはやつぱり特別委員会というもので一応公聴会を開いて、それでその結果に

基いて議決しようというような場合にはこれは議会の本来の姿に戻つてやるようにした方が適當なんではなからうかというふうに考えたわけなんです。實質的に言へばこれは委員長のあつしやる通りであらうと思ひます。考え方を実は決定したいというふうな観点に基いたわけでございます。

○委員長(岡本愛祐君) それからもう一つ、二百五十五條の二の場合、これは公職選挙法との関係はどうなりますか。これは附加えるのですか。公職選挙法の関係があつて訂正を要するのじやありませんか。

○説明員(長野士郎君) 御指摘の通りこの改正法案を出しました頃には公職選挙法がはつきりいたしておりましたので、ここに「地方公共団体における補充選挙人名簿、議会の議員又は長の選挙又は当選」と、こういうふうに出ておりますが、この度公職選挙法が通過いたしましたので、衆議院の委員会の方で御心配になりましたこの「補充選挙人名簿、議会の議員又は長の選挙又は当選」というこれだけの字句を修正で削除されるというようなことになるかと聞いております。

○委員長(岡本愛祐君) それじや分りました……。御質疑ございせんか。

二百八十一條につきまして、東京都特別区協議会内の二十三区の自治権拡充連合委員会の委員長から申出がありまして、特別区の自治権を拡充されたという。それから二百八十一條につきまして、板橋区長外九十一名から東京都の特別区には、市町村と同様

の課税権を賦與すること、各区の間に平衡交付金の制度を設けること。それから二百八十三條について、第一線的事務はあげて特別区の自治活動に委譲された。これは二十三区特別区財政自主権確立期成大会、これらは今東京都及び二十三区の間自主権拡充問題についていろいろ問題が起つております。それと関連が大きいのであります。この点について、地方自治庁としてはどういうふうな考えているか、その点を、意見を述べて頂きたい。

○政府委員(高辻正己君) この都と区の関係につきましては、いろいろと御意見があるところでありませうけれども、意見があるにいたしまして、地方制度の根幹に及ぶ重大な問題でありましたので、今少しく研究を重ねて善処いたしたく存するのであります。殊にこの問題は、只今委員長が仰せになりましたように、目下東京都におきまして、一つの委員会を作りまして、検討をいたしておりますので、この方面の意見も参考に資しまして、いづれかの機会におきまして、結論を上げるようにいたしたいと考えております。

○委員長(岡本愛祐君) それでは地方自治法改正の論議の残りの部分は附則の第二條に関するものが主でございますが、これは後廻しにいたしまして、政府の改正法律案の附則全体の説明を伺つて置きます。

○政府委員(高辻正己君) 附則につきましては御説明を申し上げますが第一項はこれは施行期日を規定したものでございませう。ただここにありませうように、昭和二十五年一月一日から施行する、只今から見ますと、大変な規定ではございませうが、これはいず

れにしましても、御修正を願うところ
であらうと存ずるのであります。

それから第二項はこれは本日最初に
申上げました部局の廃止の関連で、特
に必要とされる規定でございます。即
ち改正規定によつて存置させることが
できなくなつたものはこの法律施行の
日から九十日以内に限つて存続させる
ことができるといふ規定を置きまし
て、急速な変改を避けようとしたわけ
でございます。

第三項は、都道府県知事は通商産業
局出張所の所掌に属する事務、道路運
送監理事務所の所掌に属する事務で、
この法律施行の際にその権限に属する
事務を分掌させるために條例で事務所
を置くものとするという規定でござい
ます。これは御承知の通りに、先
にこれらの事務が國家事務から都道府
県の事務に委譲されましたに伴う関係
の規定でございます。併しながらこの
際と時期が大分懸隔がございまして、
通商産業局出張所というものは今の状
況で行きますと、特にこれがために事
務所を置く必要も実はなくなつて参つ
たのでございます。従いましてこれも
衆議院或いはこちらにおきまして御修
正を願わなければならない規定の一つ
でございます。

それから第四項は只今申上げたこと
に関連する事項でございます。
第五項は、今回の改正に伴い必要な
整理を法律に加えたものでございま
す。

第六項も同様の趣旨で、裁判所に現
在にかかつておるものについての経過規
定でございます。

第七項は、この法律の実施のための
手続その他その執行について必要な事

項は政令で定めるといふいわば例文的
な政令の根拠をここに明らかにした趣
旨でございます。

○堀末治君 この一月一日から施行す
るといふことになつてゐるのは今のお
話だといふと、これは政府の方では今
度の国会でこの法案が通ればいつから
やるのが便宜だとお考えですか。

○政府委員(高辻正己君) これも国会
におきまして御可決に相成る時期と非
常に関連する点があるわけございま
すが、只今のところは五月一日であ
れば相当無理とは思ひますけれども、
も、その頃が適當ではないかというよ
うに一応考えております。

○委員長(岡本愛祐君) 他に御質問ご
ざいせんか。

それでは今日はこれで散会いたしま
す。

午後三時二十七分散会

出席者は左の通り。

委員長

委員

岡本 愛祐君

三本 治朗君

黒川 武雄君

堀 末治君

岩本 哲夫君

柏木 庫治君

西郷吉之助君

鈴木 直人君

政府委員

総務府事務官

兼法務府事務官

(地方自治庁高辻 正己君

連絡行政部長)

法制意見総務室主幹)

説明員

総務府事務官

(地方自治庁行政課長)

長野 士郎君